

## 「取引時確認マスター講座」追補資料

### 記

標記講座のテキストについて、2021年2月19日に金融庁より「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「AML/CFTガイドライン」といいます）の改正が行われました。改正内容の詳細については、同庁の下記サイトをご参照ください。

[https://www.fsa.go.jp/news/r2/202102\\_amlcft/202102amlcft.html](https://www.fsa.go.jp/news/r2/202102_amlcft/202102amlcft.html)

なお、今回のAML/CFTガイドライン改正（以下「本改正」といいます）のうち主なポイント（主として対応が求められる事項に関するものです）としては以下の項目があげられます。

#### 1. 経営陣の関与・理解

マネロン・テロ資金供与対策について、従前は経営陣が主体的な（かつ積極的な）関与をする点が定められていましたが、本改正では経営陣による主導的な関与に改正されました。これは、経営陣自らが対策を実施する主体となるというよりも、経営陣が関連部門を適切に支援し、導く（主導する）ことを求めるものです。

#### 2. リスクの特定・評価

本改正では、リスクの特定および評価を区別しつつ、これらが連動したプロセスであることが明確化され、また、適切なリスクの特定および評価を実施する点や疑わしい取引の届出の分析等を通じた自らの直面するリスクの評価を実施することなどが定められました。

#### 3. リスクの低減（顧客管理）

本改正では、すべての顧客について顧客リスク評価を実施する点や顧客リスク評価に応じたリスク低減措置を実施し、特に取引モニタリングへの適切な反映をすることが記されました。リスクが高い取引等について、顧客やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点がない場合における実地調査等、追加的な措置を講ずることも新設されました。

#### 4. リスクの低減（取引モニタリング・フィルタリング）

本改正では、自らのリスク評価を反映した適切な取引モニタリングにおける抽出基準やあいまい検索機能の設定など取引モニタリング・フィルタリングに係る体制の構築が定められました。

#### 5. リスクの低減（疑わしい取引の届出、ITシステムの活用）

本改正では、疑わしい取引の参考事例や自らの過去の届出事例を考慮要素に含めた適切な疑わしい取引の届出判断の実施を行うことや経営陣がマネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担の分析等を行うために、ITシステムの活用の可能性を検討することが定められました。

#### 6. 海外送金等を行う場合の留意点

本改正では、コルレス先や委託元金融機関等について、所在する国・地域、顧客属性、業務内容、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、現地当局の監督のスタンス等を踏まえたうえでリスク評価を行うことや海外送金等を行う際に、リスクベース・アプローチの枠組みに留意して貿易金融を行うことなどが定められました。

#### 7. 職員の確保・育成等

本改正では、新たに生じるリスク等も加味しながら、必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直すことが定められました。

以上

「取引時確認マスター講座」追補資料

2021年6月1日 株式会社きんざい 発行

〒160-8520 東京都新宿区南元町19

禁無断転載